平成２１年度
第１回　河内長野市地域公共交通会議次第

日時　平成 ２１年　６月 ３０日（火）
午後２時３０分から
場所　河内長野市役所 ７階 ７０１会議室

１　開会

２　河内長野市長挨拶

３　委員の紹介

４　背景・目的及び地域公共交通活性化・再生総合事業の概要

５　河内長野市地域公共交通会議規約報告について

６　河内長野市地域公共交通会議会長挨拶

７　議題

（１）副会長及び監事の指名について

（２）河内長野市地域公共交通会議の諸規程の制定について

（３）河内長野市地域公共交通連携計画（案）策定の進め方について

（４）平成２１年度河内長野市地域公共交通会議予算（案）について

８　その他

９　閉会

資料1

河内長野市地域公共交通会議委員名簿

	氏名	所属･役職
会長	向井　一雄	河内長野市　副市長
委員	日野　泰雄	大阪市立大学大学院工学研究科 教授
委員	吉村　靖弘	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官
委員	安東　完爾	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官
委員	柴崎　啓二	大阪府 都市整備部 交通道路室 参事
委員	渕野　辰巳	大阪府富田林土木事務所 参事兼地域支援課長
委員	刈谷　治照	大阪府警察本部河内長野警察署交通課長
委員	河合　潤二	南海バス株式会社企画部企画課長
委員	佐伯　一也	南海バス株式会社営業部乗客課長
委員	日原　伸和	南海バス㈱ 労働組合代表
委員	池谷　育晃	大阪第一交通㈱　河内長野営業所長
委員	椋本　専次	近鉄タクシー㈱　藤井寺総合営業所長
委員	梶田　忠博	河内長野市老人クラブ連合会会長
委員	阪上　　明	河内長野市観光協会会長
委員	井戸　清明	河内長野市商工会理事
委員	松本　　甫	市民代表
委員	堂上　明子	市民代表
委員	大給　孝明	河内長野市市長公室長
委員	山田　彰男	河内長野市総務部長
委員	加藤　忠則	河内長野市保健福祉部長
委員	池西　一郎	河内長野市環境経済部長
委員	西本　克次	河内長野市都市建設部長

資料２

河内長野市地域公共交通会議設置の背景と目的について

１　背景

①公共交通の現状

- 主に鉄道駅を基点として放射線状にバス路線網が形成されており、多くの住宅地域をカバーしている。
- バス利用者は平成３年をピークに年々減少しており、その主な要因は自動車の普及と考えられ、近年は高齢化の進展などの公共交通を取り巻く様々な要因により利用者の減少に繋がっていると考えられる。
- 市は公共交通の維持・充実のため、市内の３つのバス路線に運行経費を負担しており、市民１人あたり年間約 500 円の負担（平成 20 年度実績）になる。

②課題

- 高齢社会により、今後ますますバスなどの公共交通を必要とする人は増えてくるが、利用者はさらに減少すると予測しており、予測どおり減少すれば現状のサービス水準は維持できない。
- 市民の移動ニーズは多種多様化している。
- 市民アンケートからは、公共交通に関する税負担額は現状くらいまでならいいが、これ以上は負担したくないという方が多い。

③これまでの公共交通に関する取り組み

公共交通を取り巻く様々な課題に対して、河内長野市役所庁内の関係部局（主に、企画総務部、保健福祉部、都市建設部）で構成する庁内研究会と大阪市立大学の共同により将来の需要動向を踏まえた上での持続可能な公共交通ネットワークの確立についての調査研究を平成１８年度から取り組みを進めた。これらの研究成果をベースに今後の公共交通の取り組みの指針となる「河内長野市公共交通のあり方」を平成２０年１０月に策定した。これまでの調査研究等の主な取り組み経過は次のようになる。

平成１８年度	➢ 公共交通の現状と課題の把握 ➢ 市民アンケートの実施による市民ニーズの把握

平成１９年度	➢ 市民参加ワークショップの実施 ➢ 「河内長野市公共交通のあり方」に関する懇談会の開催　（３回実施） ➢ 「河内長野市公共交通のあり方（案）」策定

平成２０年度	➢ 「河内長野市公共交通のあり方（案）」に対するパブリックコメント実施 ➢ 「河内長野市の公共交通のあり方」策定

2　目的

- 本市の公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。
- しかし、バスは生活交通手段としての役割だけでなく、まちづくりにおける都市資源としてや環境にやさしい交通手段であるなど多くの役割を有している。
- このことから、「河内長野市公共交通のあり方」に基づき、さまざまな公共交通の取り組みを行うことにより、将来も持続できる公共交通を確保していく必要がある。
- なお、取り組みを進めるにあたり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19.10.1 施行）並びに道路運送法に基づく制度を活用するものである。

【事業フロー図】

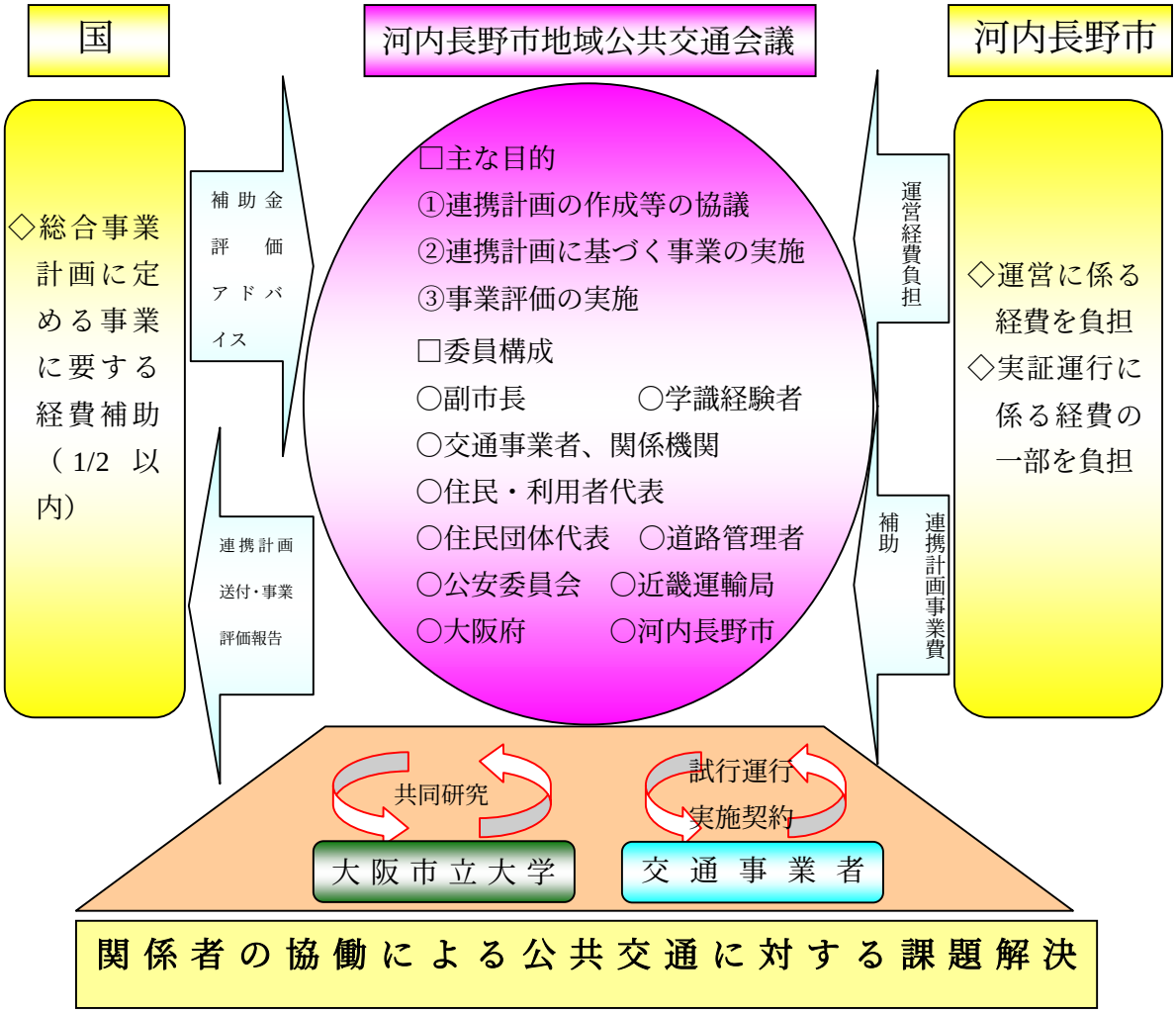

河内長野市公共交通のあり方の概要

河内長野市の公共交通の現状

【公共交通利用可能圏域】

市内の公共交通利用可能圏域は、鉄道駅から1km、バス停から500mとした場合、住宅地域の約96%をカバーしており、比較的充実しています。

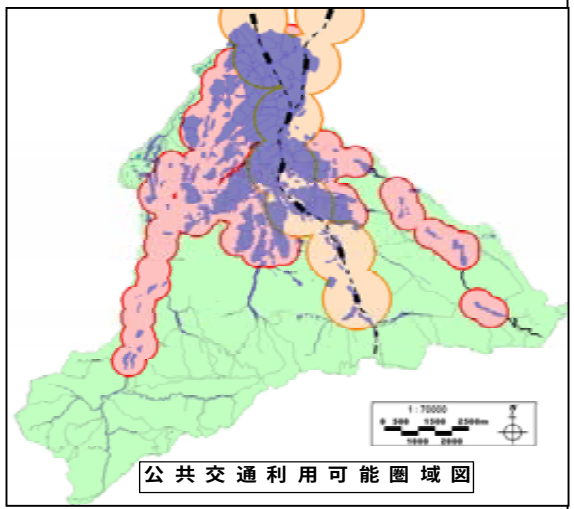

公共交通利用可能圏域図

【車社会の進展】

公共交通の利用者は減少し、車利用が増加しています。

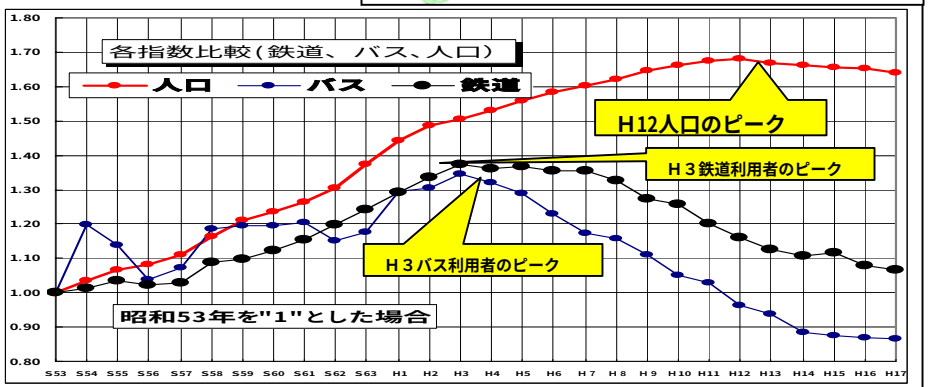

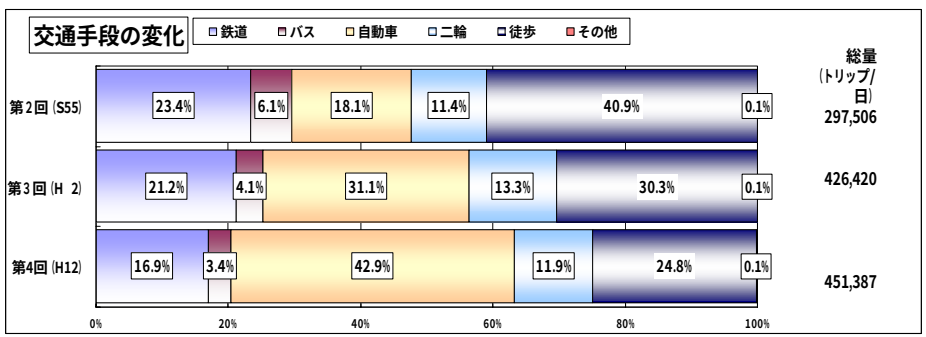

市民アンケート調査より

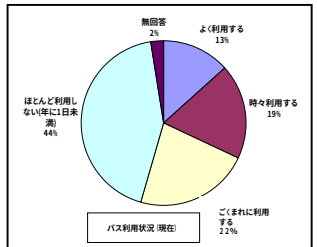

バスの利用状況（現在）は、「ほとんど利用しない」が44%と1番多い。

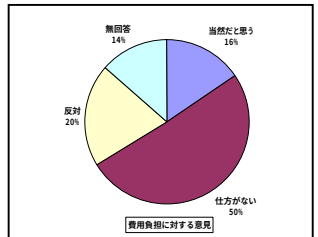

費用負担に関しては「当然だと思う」「仕方がない」を合わせると約7割で、「反対」が約2割となっている。

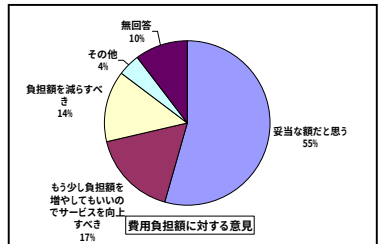

市が経費負担することについて「当然だと思う」「仕方がない」とされた方で、現在の負担額については「妥当な額だと思う」が最も多くなっている。

市民アンケート調査に基づく将来のバスの需要予測

市民アンケートから将来のバスの需要を予測をしました。
※団地を公共交通の利用可能圏域別に分類し、開発年時ごとに予測しています。
※現在を1としています

・バスの利用回数は今後も減少し、特に新しい団地での減少が大きいと予測されます。

将来のバスの需要予測グラフ

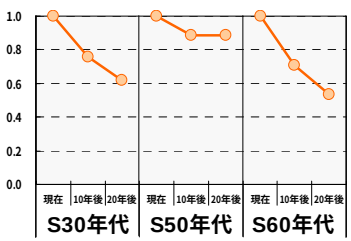

鉄道利用圏の団地

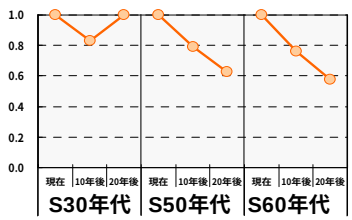

鉄道利用圏でなくバス利用圏の団地

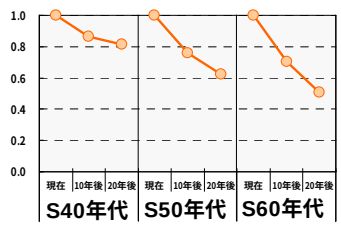

鉄道利用圏でもなくバス利用圏でもない団地

自動車に頼りすぎない社会づくりが必要！

公共交通の取り組みの基本的な考え方

既存バス路線等の活用と連携の取れた公共交通ネットワークの確立

協　働　に　よ　る　取　り　組　み　の　推　進

「本当に必要なもの」を効率的、効果的に実施

協働による取り組み体制

市　民
＜住民、事業所など＞
・主体的取り組み
・意見集約
（本当のニーズ把握）
・マイバス意識

協　働
協議の場

行　政
・調整の場の提供、調整
・取組方針の整理
・住民のサポート
・公共交通ニーズの把握

公共交通事業者
・持続可能なサービス提供
・安全安心なサービスの提供
・ノウハウの提供

具　体　的　な　取　り　組　み

【公共交通の需要喚起】

1）公共交通を守り育てる意識づくり
○地域でバスを考える機会づくり（市民参加型ワークショップ、出前講座など）
○学校等での公共交通学習の推進（公共交通の環境面での役割など）
○公共交通関係情報の共有化（広報、ホームページなどを通じて積極的な情報提供）
○上手な車の使い方のPR（環境負荷の軽減、渋滞の解消、健康づくりなど）
○バスに乗る機会づくりの推進
2）地域主体の取り組みを基本とした、協働による取り組み
○地域生活交通の市民、事業者、行政の協働による取り組み体制の確立。
3）持続可能な公共交通の確保の取り組み
○広告収入、企業等協賛金制度の導入などの検討
○事前・事後評価の仕組みづくり

【まちづくりや地域コミュニティと連携した公共交通の確立】

1）賑わいや地域のコミュニティを支援する取り組み
○中心市街地の活性化など他のまちづくり施策との連携
○観光資源等を活用したバスを利用して行きたい目的づくりや見どころ情報の提供
（商工会、観光協会などとの協働）
○交通不便地域等での地域主体の公共交通確保の仕組みづくり
○高齢者の公共交通を利用した外出の促進
2）環境面での取り組み
○バスエコファミリーなどバス利用促進施策の展開
○モビリティマネジメントの推進
○ノーマイカーデーの推進

【利用しやすい公共交通環境の確立 】

1）よりよい利用環境の向上の取り組み
○各駅前ターミナル等での乗り継ぎ利便性の向上
○主な公共施設等の公共交通利用情報の提供
○わかりやすく便利な公共交通情報の提供と利用啓発
○需要に応じたバス路線の見直し検討
（市民への利用促進を図りながら、バス事業者の主体的な改善等によるサービス水準の向上を目指します。）

展開スケジュール

展開１
・公共交通に対する市民意識の向上とPR等の利用促進施策
（各段階を通じて実施）
・市民主体の取り組みの仕組みづくりと試行的な取り組み
（交通空白地域などで住民の主体的な取り組みが行われる地域において実施）

→

展開２
・試行的な取り組み成果を踏まえた他地域への展開

→

展開３
・市民意識の高まりにより、協働による持続可能な公共交通ネットワークの確立

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）
スキーム概要

目　　的　地域における鉄道やバスなどの公共交通のおかれた状況が厳しさを増しつつあることから、地域公共交通の活性化・再生を通じた魅力ある地方を創出するため、地域公共交通の活性化・再生に関して、市町村を中心とした地域関係者の連携による取組みを国が総合的に支援

基 本 方 針 （国のガイドライン）　主務大臣（国土交通大臣・総務大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1．計画の作成・実施

協議会

市町村　公共交通事業者※　道路管理者　港湾管理者　公安委員会＊　住民＊　等

※鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

- 協議会の参加要請応諾義務（＊公安委員会、住民は除く）
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTの導入や乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。

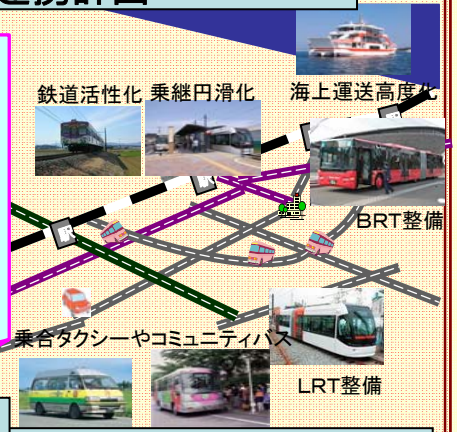

各実施計画

・LRTの整備　・BRTの整備・海上運送の改善・乗継の改善・地方鉄道の再生

【軌道運送高度化実施計画】
LRTの整備等により、速達性の向上等運送サービスの質の向上を図る

計画の認定

予　算　等
- 計画策定経費支援
- 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- 地方債の配慮
- 情報、ノウハウの提供
- 人材育成　等

法律上の特例措置
- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- LRTの車両購入費、BRTの車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化
- 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

国による総合的支援

注1　LRT（Light Rail Transit）　低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム
注2　BRT（Bus Rapid Transit）　輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

資料３

河内長野市地域公共交通会議規約

（設置）

第１条　河内長野市公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

第２条　交通会議の事務所は、河内長野市原町一丁目１番１号（河内長野市役所内）に置く。

（協議事項）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

(2)連携計画の作成及び変更の協議に関すること。

(3)連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(4)連携計画に基づく、事業の実施に関すること。

(5)その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者をもって組織する。

(1)河内長野市副市長（河内長野市都市建設部を所管する副市長）

(2)学識経験者

(3)国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者

(4)大阪府公安委員会が指名する者

(5)道路管理者が指名する者

(6)地域住民又は利用者の代表

(7)一般旅客自動車運送事業者

(8)一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体

(9)その他交通会議が必要と認める者

(10)その他市長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第６条　交通会議に次の役員を置く。

(1)会長　　１名

(2)副会長　１名
２　会長は、第４条第１号の委員をもって充てる。
３　副会長は、委員の中から会長が指名する。
（役員の職務）
第７条　会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長が事故で欠けたとき又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
（会議）
第８条　交通会議の会議（以下「会議」という）は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
２　会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第９条　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
２　委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
３　会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
４　会議は原則として公開とする。
５　前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）
第１０条　交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
（事務局）
第１１条　交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
２　事務局は、河内長野市都市建設部道路交通室交通政策課に置く。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担）
第１２条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。
（監事及び監査）
第１３条　交通会議に監事を２名置く。
２　監事は委員の中から会長が指名する。
３　監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）
第１４条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

（報酬及び費用弁償）

第１５条　会長の召集に応じ、協議会に出席した者は報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項に規定する報酬の額並びに支給方法に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１６条　交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

（その他）

第１７条　この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成２１年５月１５日から施行する。

２　第５条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は平成２３年３月３１日までとする。

資料４

河内長野市地域公共交通会議役員

役　職	氏　名
会　長	
副会長	
監　事	
監　事	

資料５－１

河内長野市地域公共交通会議会議運営規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第９条第５項の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、委員の過半数の同意により、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

２　会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第３条　議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

２　委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（代理出席）

第４条　規約第４条に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、代理の者が出席することができる。

２　前項の規定により欠席する委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。

３　前項の規定により報告があった場合は、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

（会議の開催等）

第５条　会議の開催及び閉会は、議長が宣言する。

２　委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（表決）

第６条　会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって進めることとする。

（会議録の調製）

第７条

(1)　開催の日時及び場所

(2)　出席委員等の氏名

(3)　議題及び議事の趣旨

(4)　前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

２　会議録は、議長が確認をした日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第８条　会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第２条第１項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることできる。

（傍聴）

第９条　何人も、第２条第１項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

２　会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

（規律）

第１０条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

２　会議中において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２１年　　月　　日から施行する。

資料５－２

河内長野市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第１１条の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　交通会議の会議に関すること。

(2)　交通会議の資料作成に関すること。

(3)　交通会議の庶務に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

２　事務局長は、河内長野市都市建設部道路交通室交通政策課長をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

(1)　事務局の運営に関すること。

(2)　物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3)　物品及び現金の出納に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、河内長野市の例によるものとする。

（公印の取扱い）

第６条　交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法及び用途は別表のとおりとする。

２　交通会議の公印の保管、取扱い等については、河内長野市の例によるものとする。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２１年　　月　　日から施行する。

別表（第６条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
会長印	河内長野市 地域公共交通 会議会長之印	てん書	２１×２１	会長名をもって発する文書等

資料５－３

河内長野市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第１４条の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　交通会議の会長（以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、毎年度第１回交通会議に諮るものとする。

３　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

４　会長は、第２項の規定により予算が交通会議の承認を得たときは、該当予算書の写しを速やかに河内長野市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものする。

２　前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第４項の規定を準用する。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、河内長野市の例によるものとする。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第６条　交通会議の出納は、会長が行う。

２　交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第７条　会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

２　出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収支の手続）

第８条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、河内長野市の例により行うものとする。

２　交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1)　予算整理簿

(2)　前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第９条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

２　会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第１３条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

３　会長は、第１項の規定により交通会議の承認を得たときは、該当決算書の写しを速やかに河内長野市長に送付しなければならない。

（委任）

第１０条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年　　月　　日から施行する。

（会計年度の経過措置）

２　第２条第３項中の規定かかわわらず、交通会議の設立当初の会計年度は、設立の日から平成２２年3月３１日までとする。

別表第１（第４条関係）
歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
４　諸収入	１　諸収入	１　雑入

別表第２（第４条関係）
歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　運営費	１　会議費	１　会議費
	２　事務費	１　事務費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　予備費	１　予備費	１　予備費

資料５－４

河内長野市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第１５条の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第２条　委員等の報酬は、日額８，０００円とする。ただし、国、地方公共団体の職員、公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員については、これを支給しないものとする。

（費用弁償の額）

第３条　前条のただし書に規定する委員以外の委員等が、公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、河内長野市の例により支給するものとする。

（補則）

第４条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２１年　　月　　日から施行する。

資料６

河内長野市地域公共交通連携計画（案）

平成２１年〇〇月

河内長野市

目　　次

１．連携計画の基本方針

２．連携計画の区域

３．連携計画の目標

４．事業の概要及び事業の実施主体

５．計画期間

６．その他（公共交通に関する会議の開催等の経過）

資料

河内長野市地域公共交通会議規約

河内長野市公共交通のあり方（概要版）

１．河内長野市地域公共交通連携計画に関する基本方針

本計画の基本的な方針は「河内長野市公共交通のあり方」（平成２０年１０月策定）に基づき進めます。

本市の公共交通機関は、広域的な移動手段としての利用が多い鉄道と、市内移動手段としての利用が多い路線バス・タクシーなどがあり、移動特性に応じた運行を、交通事業者が主体となり実施しています。

本計画においては、これらの交通資源を最大限活用する取り組みを行い将来も持続・発展できる公共交通を目指します。

２．河内長野市地域公共交通連携計画の区域

河内長野市全域

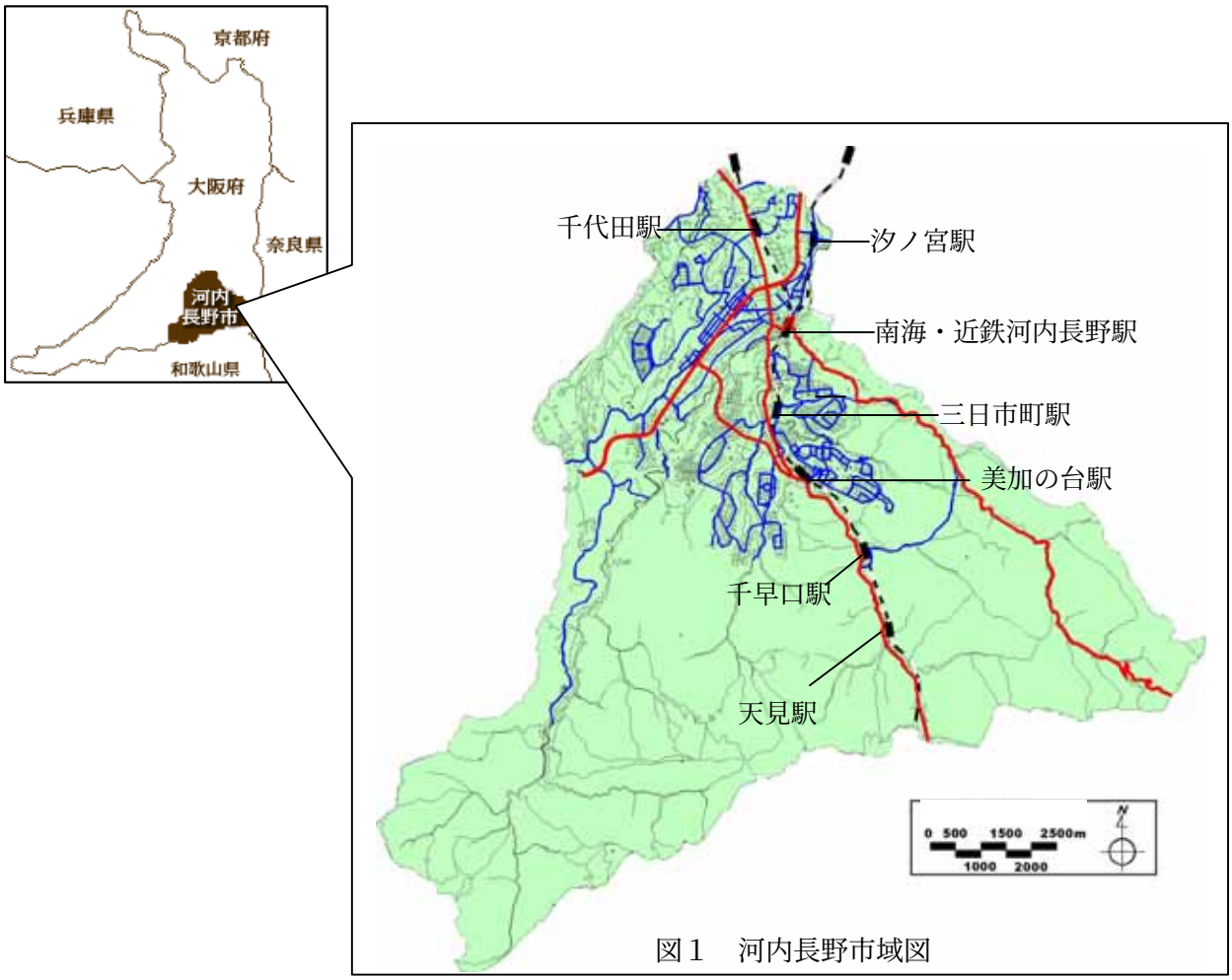

図１　河内長野市域図

３．河内長野市地域公共交通連携計画の目標

①公共交通に対する不満解消

- 39.5%　→　30%　※１

　※１　河内長野市民アンケート調査データより

②公共交通空白（不便）地域の解消　※２

- 約 4%　→　約 2%（空白地域の割合）

　※２　公共交通空白地域は、駅から１km、バス停から 500m以上離れている住居地域のこと。公共交通不便地域とは、駅・バス停から500m以上離れており公共交通空白地域を除く住居地域のこと

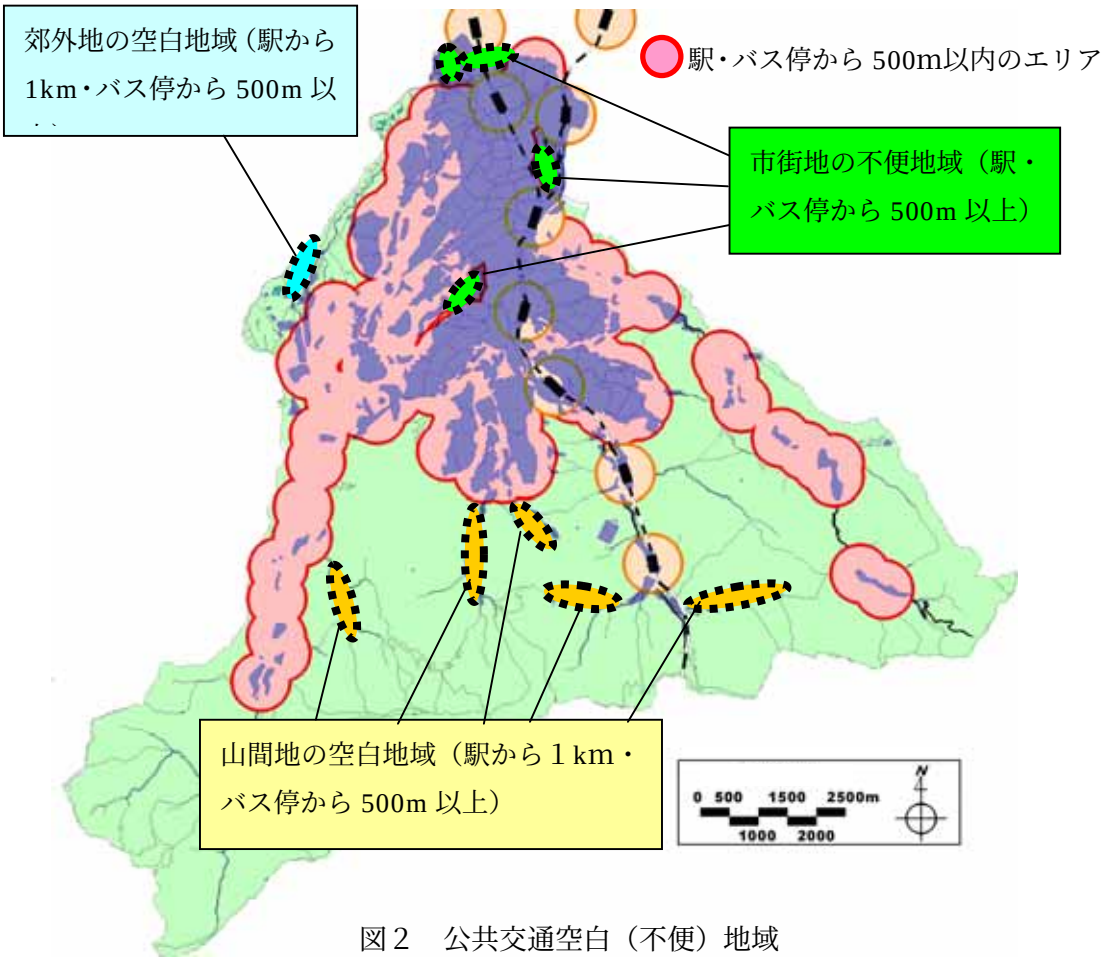

図２　公共交通空白（不便）地域

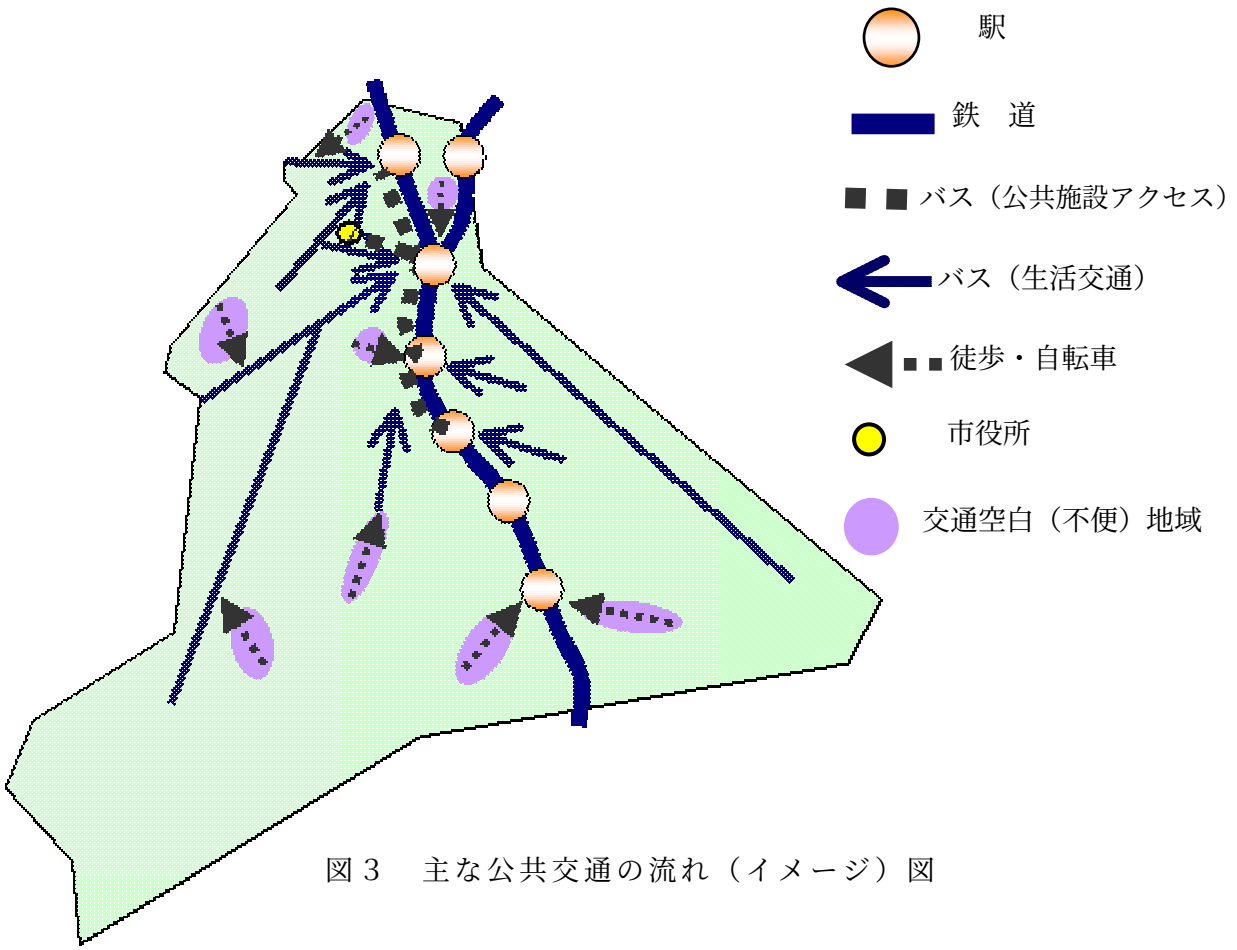

図３　主な公共交通の流れ（イメージ）図

４．事業の概要及び事業の実施主体に関する事項

①需要に応じたバス路線の見直し

- 既存のバス路線について、地域の需要に応じた見直しを協議します。

実施予定時期	：平成２２年度～
事業主体	：河内長野市・南海バス㈱

②公共交通空白（不便）地域の解消

- 郊外地空白地域の解消（下里・門前・中尾地区での公共交通の試行運行）

下里・門前・中尾地域の公共交通（バス）の現状は、南海バスが運行主体となったバス路線が運行されていますが、運行ルートは集落の南端の道路を運行していることから、バス停までの距離が遠い住宅が多く、特に下里地域はバス停までの距離が遠く、直線で約１．１ｋｍ離れている所があります。また、高齢化による体力の低下などから車に乗れなくなる方も増加していることから、既存バス路線の活用を前提に地域に合った公共交通について協議し、試行運行を行います。

実施予定時期	：平成２１年度～
事業主体	：河内長野市・交通事業者

- 市街地不便地域の解消（楠ヶ丘地域での公共交通の試行運行）

三日市町駅の西側にある「楠ケ丘団地」の現状は、駅から約１ｋｍ圏内にあるものの急な坂が多い地域であり高齢化も進んでいることから、楠ヶ丘地域に合った公共交通について協議し、試行運行を行います。

実施予定時期	：平成２２年度～
事業主体	：河内長野市・交通事業者

※上記以外の公共交通空白・不便地域は必要に応じ協議します。

③公共交通を活用した取り組みの検討

公共交通の取り組みは、様々な施策と連携することが重要であることから、下記の２つの施策との連携による効果等について検討します。

- 中心市街地活性化との連携

(例)駅前商店での買物に対し、公共交通利用者への割引実施の効果などを検討

- 観光との連携

(例)観光資源と路線バスを活用した取り組みの効果などを検討

実施時期　：平成２２年度～
事業主体　：河内長野市地域公共交通会議

５．計画期間

平成２１年度～平成２３年度の３年間

６．その他　（公共交通に関する会議の開催等の経過）

公共交通を取り巻く様々な課題に対して、河内長野市役所庁内の関係部局（主に、企画総務部、保健福祉部、都市建設部）で構成する庁内研究会と大阪市立大学の共同により将来の需要動向を踏まえた上での持続可能な公共交通ネットワークの確立についての調査研究を平成１８年度から取り組みました。

これらの研究成果をベースに今後の公共交通の取り組みの指針となる「河内長野市公共交通のあり方」を平成２０年１０月に策定いたしました。これまでの調査研究等の主な取り組み経過は次のようになります。

平成１８年度	• 公共交通の現状と課題の把握 • 市民アンケートの実施による市民ニーズの把握

平成１９年度	• 市民参加ワークショップの実施（三日市小学校区連合町会で２回開催） • 河内長野市公共交通のあり方に関する懇談会の開催（３回実施） • 河内長野市の公共交通のあり方（案）策定

平成２０年度	• 河内長野市公共交通のあり方（案）に対するパブリックコメント実施 • 河内長野市の公共交通のあり方策定

資　　料

〇河内長野市地域公共交通会議規約

〇河内長野市公共交通のあり方（概要版）

河内長野市地域公共交通会議規約

（設置）

第１条　河内長野市公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

第２条　交通会議の事務所は、河内長野市原町一丁目１番１号（河内長野市役所内）に置く。

（協議事項）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

(2)連携計画の作成及び変更の協議に関すること。

(3)連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(4)連携計画に基づく、事業の実施に関すること。

(5)その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者をもって組織する。

(1)河内長野市副市長（河内長野市都市建設部を所管する副市長）

(2)学識経験者

(3)国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者

(4)大阪府公安委員会が指名する者

(5)道路管理者が指名する者

(6)地域住民又は利用者の代表

(7)一般旅客自動車運送事業者

(8)一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体

(9)その他交通会議が必要と認める者

(10)その他市長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第６条　交通会議に次の役員を置く。

(1)会長　　１名

(2)副会長　１名
２　会長は、第４条第１号の委員をもって充てる。
３　副会長は、委員の中から会長が指名する。
（役員の職務）
第７条　会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長が事故で欠けたとき又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
（会議）
第８条　交通会議の会議（以下「会議」という）は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
２　会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第９条　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
２　委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
３　会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
４　会議は原則として公開とする。
５　前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）
第１０条　交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
（事務局）
第１１条　交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
２　事務局は、河内長野市都市建設部道路交通室交通政策課に置く。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担）
第１２条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。
（監事及び監査）
第１３条　交通会議に監事を２名置く。
２　監事は委員の中から会長が指名する。
３　監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）
第１４条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

（報酬及び費用弁償）

第１５条　会長の召集に応じ、協議会に出席した者は報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項に規定する報酬の額並びに支給方法に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１６条　交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

（その他）

第１７条　この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成２１年５月１５日から施行する。

２　第５条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は平成２３年３月３１日までとする。

河内長野市公共交通のあり方の概要

河内長野市の公共交通の現状

【公共交通利用可能圏域】

市内の公共交通利用可能圏域は、鉄道駅から1km、バス停から500mとした場合、住宅地域の約96%をカバーしており、比較的充実しています。

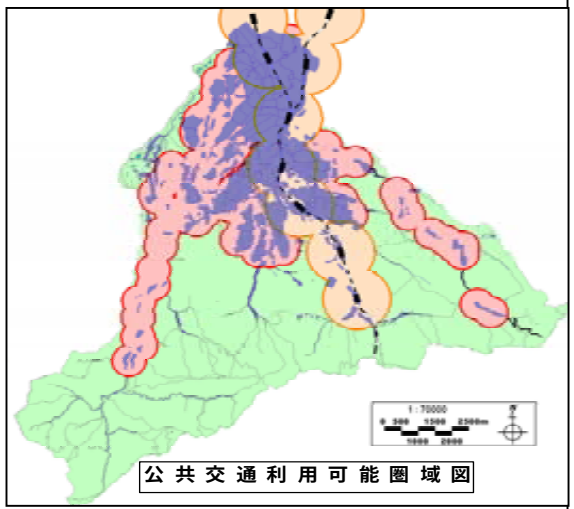

公共交通利用可能圏域図

【車社会の進展】

公共交通の利用者は減少し、車利用が増加しています。

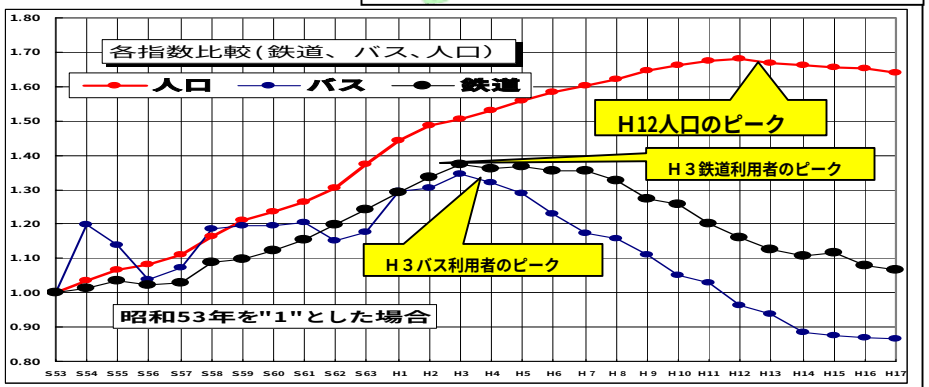

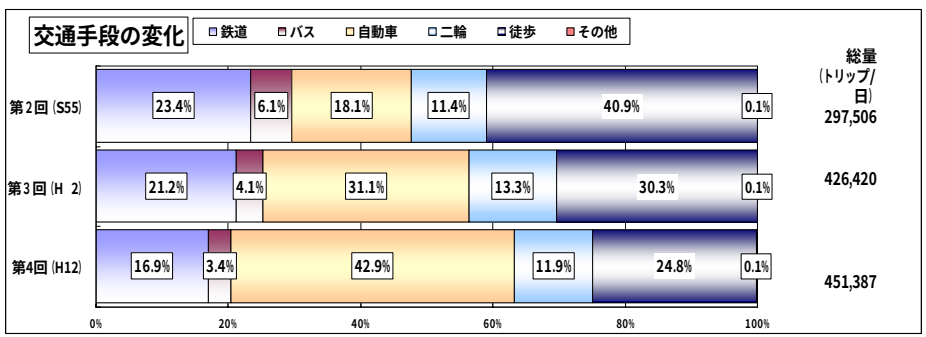

市民アンケート調査より

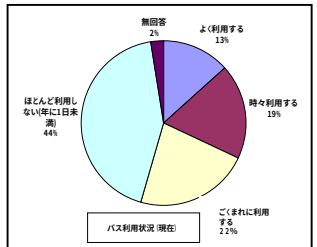

バスの利用状況（現在）は、「ほとんど利用しない」が44%と1番多い。

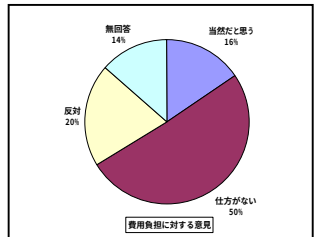

費用負担に関しては「当然だと思う」「仕方がない」を合わせると約7割で、「反対」が約2割となっている。

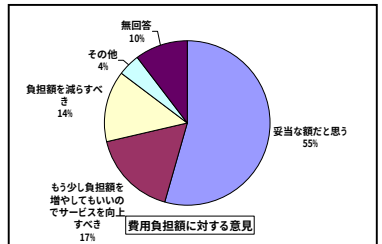

市が経費負担することについて「当然だと思う」「仕方がない」とされた方で、現在の負担額については「妥当な額だと思う」が最も多くなっている。

市民アンケート調査に基づく将来のバスの需要予測

市民アンケートから将来のバスの需要を予測をしました。
※団地を公共交通の利用可能圏域別に分類し、開発年時ごとに予測しています。
※現在を1としています

・バスの利用回数は今後も減少し、特に新しい団地での減少が大きいと予測されます。

将来のバスの需要予測グラフ

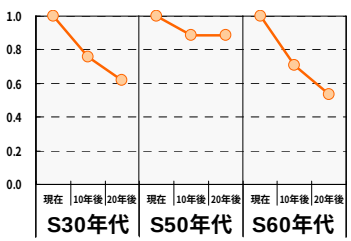

鉄道利用圏の団地

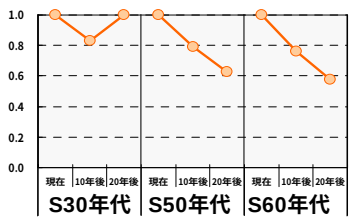

鉄道利用圏でなくバス利用圏の団地

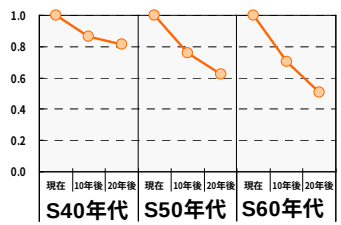

鉄道利用圏でもなくバス利用圏でもない団地

自動車に頼りすぎない社会づくりが必要！

公共交通の取り組みの基本的な考え方

既存バス路線等の活用と連携の取れた公共交通ネットワークの確立

協　働　に　よ　る　取　り　組　み　の　推　進

「本当に必要なもの」を効率的、効果的に実施

協働による取り組み体制

市　民
＜住民、事業所など＞
・主体的取り組み
・意見集約
（本当のニーズ把握）
・マイバス意識

協　働
協議の場

行　政
・調整の場の提供、調整
・取組方針の整理
・住民のサポート
・公共交通ニーズの把握

公共交通事業者
・持続可能なサービス提供
・安全安心なサービスの提供
・ノウハウの提供

具　体　的　な　取　り　組　み

【公共交通の需要喚起】

1）公共交通を守り育てる意識づくり
○地域でバスを考える機会づくり（市民参加型ワークショップ、出前講座など）
○学校等での公共交通学習の推進（公共交通の環境面での役割など）
○公共交通関係情報の共有化（広報、ホームページなどを通じて積極的な情報提供）
○上手な車の使い方のPR（環境負荷の軽減、渋滞の解消、健康づくりなど）
○バスに乗る機会づくりの推進
2）地域主体の取り組みを基本とした、協働による取り組み
○地域生活交通の市民、事業者、行政の協働による取り組み体制の確立。
3）持続可能な公共交通の確保の取り組み
○広告収入、企業等協賛金制度の導入などの検討
○事前・事後評価の仕組みづくり

【まちづくりや地域コミュニティと連携した公共交通の確立】

1）賑わいや地域のコミュニティを支援する取り組み
○中心市街地の活性化など他のまちづくり施策との連携
○観光資源等を活用したバスを利用して行きたい目的づくりや見どころ情報の提供
（商工会、観光協会などとの協働）
○交通不便地域等での地域主体の公共交通確保の仕組みづくり
○高齢者の公共交通を利用した外出の促進
2）環境面での取り組み
○バスエコファミリーなどバス利用促進施策の展開
○モビリティマネジメントの推進
○ノーマイカーデーの推進

【利用しやすい公共交通環境の確立 】

1）よりよい利用環境の向上の取り組み
○各駅前ターミナル等での乗り継ぎ利便性の向上
○主な公共施設等の公共交通利用情報の提供
○わかりやすく便利な公共交通情報の提供と利用啓発
○需要に応じたバス路線の見直し検討
（市民への利用促進を図りながら、バス事業者の主体的な改善等によるサービス水準の向上を目指します。）

展開スケジュール

展開１
・公共交通に対する市民意識の向上とPR等の利用促進施策
（各段階を通じて実施）
・市民主体の取り組みの仕組みづくりと試行的な取り組み
（交通空白地域などで住民の主体的な取り組みが行われる地域において実施）

→

展開２
・試行的な取り組み成果を踏まえた他地域への展開

→

展開３
・市民意識の高まりにより、協働による持続可能な公共交通ネットワークの確立

資料６－２

連携計画策定及び事業計画取り組みスケジュール

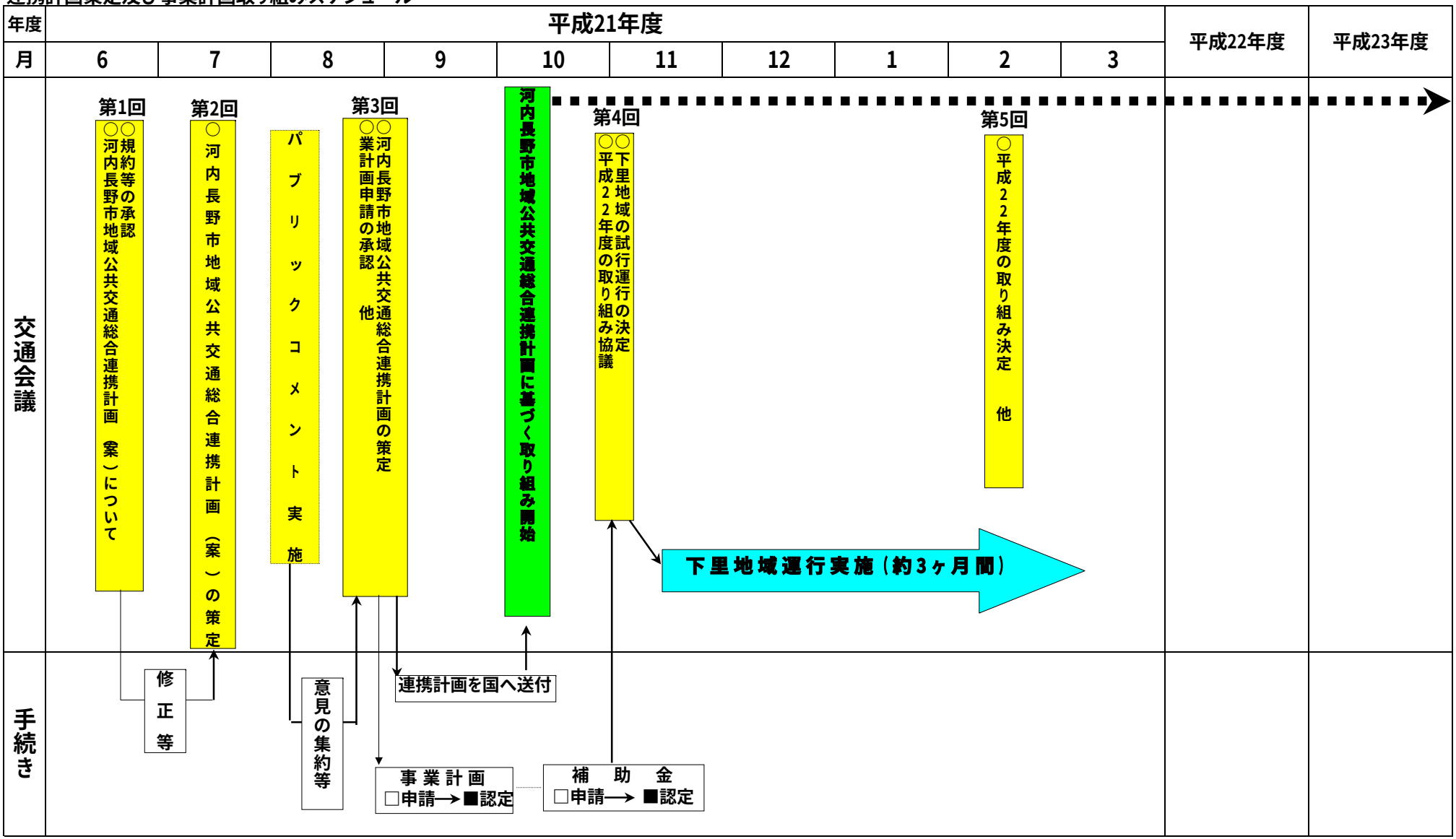

資料７

平成２１年　河内長野市地域公共交通会議予算（案）

歳入予算額　4,751,000　円
歳出予算額　4,751,000　円
差　額　0 円

1　歳入

（単位：千円）

款　項　目			予算額	説　明
1　負担金			2,500	
	1　負担金		2,500	
		1　負担金	2,500	河内長野市負担金
2　補助金			2,250	
	1　補助金		2,250	
		1　補助金	2,250	国補助金
4　諸収入			1	
	1　諸収入		1	
		1　雑入	1	預金利子
合　計			4,751	

2　歳出

（単位：千円）

款　項　目			予算額	説明
1　運営費			250	
	1　会議費		250	
		1　会議費	250	委員報酬等
2　事業費			4,500	
	1　事業費		4,500	
		1　事業費	4,500	下里地域の試行運行にかかる事業費
3　予備費			1	
	1　予備費		1	
		1　予備費	1	
合　計			4,751	